

平成20年12月12日

広島市議会議長
藤田博之様

提出者
広島市議会議員

木山徳和	熊本憲三
太田憲二	星谷鉄正
元田賢治	中原洋美
永田雅紀	馬庭恭子

取調べの全過程の可視化の実現を求める意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
法務大臣	

広島市議会議長名

取調べの全過程の可視化の実現を求める意見書案

第159回通常国会において「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」及び「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立し、平成21年5月21日に、国民が刑事裁判に参加し、裁判官とともに被告人を裁く裁判員制度が開始される予定です。この制度は、法律の専門家ではない国民が裁判員として裁判に参加することで、裁判に健全な国民感覚及び社会常識を反映し、もってその内容を適正化することが期待されています。

裁判員である国民の意見を最大限反映し、裁判員制度を円滑に実施するためには、裁判が国民にとって分かりやすいものである必要があります。裁判で供述調書の任意性や信用性が争われたような場合でも、裁判員がその判断に窮することのないよう、適切な方策が講じられなければなりません。

このような見地から、取調べの全過程の録画・録音による可視化は不可欠なものです。なぜなら、取調べをすべて録画・録音することで、取調べの状況が検証可能となり、これにより初めて裁判員が供述調書の任意性や信用性の判断を容易に、かつ正確に行えるようになるからです。

現在、検察庁及び警察庁では、一部の事件につき、試行的に取調べの一部の録画・録音が行われていますが、取調べの全過程の可視化は、これを行うことで、密室での取調べに伴って発生する捜査官の暴行・脅迫・利益誘導等による自白強要や虚偽自白とともに、氷見事件や志布志事件に代表されるように現在も後を絶たないえん罪を防止することができ、被疑者・被告人の人権保障を図る上でも不可欠なものです。

よって、国会及び政府におかれては、取調べの全過程の可視化を実現するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。